電気通信大学実験実習支援センター規程

平成22年 4月 1日 改正 平成23年 7月20日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、 電気通信大学実験実習支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学(以下「本学」という。)が保有する教育用実験実習 設備を用いて学内の教育に供するとともに、全学的な有効利用促進及び実験実習教育に 寄与することにより、本学における実験実習教育活動の一層の進展に資することを目的 とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 全学的実験実習設備の有効利用に関すること。
 - (2) 全学的実験実習設備の整備計画に関すること。
 - (3) 技術資料の作成・保管等に対する技術支援に関すること。
 - (4) その他センターの目的達成のために必要な事項に関すること。

(職員)

- 第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 教育研究職員及び教育研究技師
 - (3) その他の職員
 - (4) 第6条に定める副センター長

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、センターの構成員 のうちからセンター長が指名する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を 代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

- 第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、電気通信大 学実験実習支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。